

議案第16号資料

鶴ヶ島市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1～16 略	略	1～16 略	略
17 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（次項及び17の3の項に規定する審査を除く。）	<p>(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のとき <u>8,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>20,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>34,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき <u>36,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき <u>39,000円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>17 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のとき <u>7,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき <u>14,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき <u>24,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき <u>31,000円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	
17の2 建築基準法第6条第1項の規定	(1) 昇降機を含む建築物を建築する場合（第		

に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）

2号から第4号までに掲げる場合を除く。）

前項に定める金額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した金額

(2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画を変更して建築物を建築する場合 前項に定める金額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した金額

(3) 確認を受けた建築物のみの計画を変更して建築物を建築する場合 前項に定める金額

(4) 確認を受けた昇降機のみの方の計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

17の3 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 建築物のエネル

物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）

第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（次号に掲げるものを除く。）

17の項に定めるところにより算定した金額（昇降機を含む建築物については前項に定める金額）に、次に定める額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 2

7,000円

(イ) 床面積の合

計が300平

方メートル以

上2,000

平方メートル

未満のもの

43,000

円

(ウ) 床面積の合

計が2,00

0平方メート

ル以上5,0

00平方メー

トル未満のも

の 68,0

00円

(エ) 床面積の合

計が5,00

0平方メート

ル以上のもの

88,00

0円

(2) 建築物省エネ法

施行規則第2条第

1項第1号イ又は

ロに定める基準に

適合するもの（建

築物省エネ法第1

1条第2項及び第

12条第3項の規

定に基づくものに

限る。） 17の

項に定めるところ

により算定した金

額（昇降機を含む  
建築物については、  
前項に定める金額）

に、次に定める額  
を加算した金額

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合  
計が200平  
方メートル未  
満のもの 7  
, 000円

(イ) 床面積の合  
計が200平  
方メートル以  
上のもの 8  
, 000円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 1  
3, 500円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上2, 000  
平方メートル  
未満のもの  
21, 500  
円

(ウ) 床面積の合

計が 2, 0 0  
0 平方メー  
ル以上 5, 0  
0 0 平方メー  
トル未満のも  
の 3 4, 0  
0 0 円

(エ) 床面積の合  
計が 5, 0 0  
0 平方メー  
ル以上のもの  
4 4, 0 0  
0 円

1 7 の 4 建築基準法  
第 8 7 条の 4 におい  
て準用する同法第 6  
条第 1 項の規定に基  
づく建築設備に関す  
る確認の申請又は同  
法第 8 7 条の 4 にお  
いて準用する同法第  
1 8 条第 2 項の規定  
に基づく建築設備に  
関する計画の通知に  
対する審査

(1) 昇降機を設置する  
場合（次号に掲げる  
場合を除く。） 1  
基ごとに 1 4, 0 0  
0 円（小荷物専用昇  
降機については、5  
, 0 0 0 円）  
(2) 確認を受けた昇降  
機の計画の変更をし  
て昇降機を設置する  
場合 1 基ごとに 7  
, 0 0 0 円（小荷物  
専用昇降機について  
は、4, 0 0 0 円）

1 8 略

略

1 9 建築基準法第 7  
条第 1 項又は第 1 8  
条第 2 0 項の規定に  
基づく建築物に関す  
る完了検査（次項及  
び 1 9 の 3 の項に規  
定する完了検査を除  
く。）

(1) 床面積の合計（市  
長が別に定める算定  
方法によって算定し  
たものをいう。以下  
この項において同じ。）  
が 3 0 平方メートル  
以下の場合 1 5,  
0 0 0 円  
(2) 床面積の合計が 3  
0 平方メートルを超  
え 1 0 0 平方メー  
トル以下の場合 2 4

1 8 略

略

1 9 建築基準法第 7  
条第 1 項又は第 1 8  
条第 2 0 項の規定に  
基づく建築物に関す  
る完了検査

(1) 床面積の合計が 3  
0 平方メートル以下  
の場合 1 4, 0 0  
0 円  
(2) 床面積の合計が 3  
0 平方メートルを超  
え 1 0 0 平方メー  
トル以下の場合 1 7

， 0 0 0 円

(3) 床面積の合計が 1  
0 0 平方メートルを  
超え 2 0 0 平方メー  
トル以下の場合  3

4, 0 0 0 円

(4) 床面積の合計が 2  
0 0 平方メートルを  
超え 3 0 0 平方メー  
トル以下の場合  3

7, 0 0 0 円

(5) 床面積の合計が 3  
0 0 平方メートルを  
超え 5 0 0 平方メー  
トル以下の場合  4

2, 0 0 0 円

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

1 9 の 2 建築基準法

第 7 条第 1 項又は第  
1 8 条第 2 0 項の規  
定に基づく建築物に  
関する完了検査（完  
了検査の申請又は通  
知に係る計画に同法  
第 8 7 条の 4 の昇降  
機に係る部分が含ま  
れる場合に限る。）

前項に定める金額に、  
昇降機 1 基ごとに 1 7  
， 0 0 0 円（小荷物専  
用昇降機については、  
1 0, 0 0 0 円）を加  
算した金額

1 9 の 3 建築基準法

第 7 条第 1 項又は第  
1 8 条第 2 0 項の規  
定に基づく建築物に  
関する完了検査（建  
築物省エネ法第 1 1  
条第 1 項又は第 1 2  
条第 2 項の規定に基  
づく特定建築行為の  
場合に限る。）

1 9 の項に定める金額  
（昇降機を含む建築物  
については、同項に定  
める金額に 1 9 の 2 の  
項の金額を加算した額  
）に、申請に係る特定  
建築行為を行おうとす  
る一の建築物ごとに次  
に定める額を加算した  
金額

， 0 0 0 円

(3) 床面積の合計が 1  
0 0 平方メートルを  
超え 2 0 0 平方メー  
トル以下の場合  2

4, 0 0 0 円

(4) 床面積の合計が 2  
0 0 平方メートルを  
超え 5 0 0 平方メー  
トル以下の場合  3

5, 0 0 0 円

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

- (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、46の2の項第1号ウ、第5号及び第6号並びに46の3の項第1号ウ、第5号及び第6号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 9,000円



0平方メートル以  
内のもの 11,  
000円

(7) 床面積の合計が  
1,000平方メ  
ートルを超え2,  
000平方メー  
トル以内のもの 1  
6,000円

(8) 床面積の合計が  
2,000平方メ  
ートルを超え10  
,000平方メー  
トル以内のもの  
41,000円

(9) 床面積の合計が  
10,000平方  
メートルを超える  
もの 66,00  
0円

19の4 建築基準法  
第87条の4におい  
て準用する同法第7  
条第1項又は第18  
条第20項の規定に  
基づく建築設備に関  
する完了検査

20 略

20の2 建築基準法  
第7条の6第1項第  
1号若しくは第2号  
又は第18条第38  
項第1号若しくは第  
2号（これらの規定  
を同法第87条の4  
又は第88条第1項  
若しくは第2項にお  
いて準用する場合を  
含む。）の規定に基  
づく仮使用の認定の

昇降機1基ごとに17  
,000円（小荷物専  
用昇降機については、  
10,000円）

略

120,000円

20 略

略

<u>申請に対する審査</u>			
21～27の5 略	略	21～27の5 略	略
<u>27の5の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>		
<u>27の5の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>		
27の6～37 略	略	27の6～37 略	略
38 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に定める金額に、 17の項の定めるところにより算定した額を加算し、 <u>次の各号に掲げる場合はそれぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額</u>	38 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に定める金額に、 17の項の定めるところにより算定した額を加算し、 <u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合は、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額</u>
	(1) <u>建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</u> 17の4の項各号に掲げ		(1) <u>次号以外るとき</u> <u>174,600円</u>

る区分に応じそれぞれ当該各号に定める額

(2) 建築物省エネ法

第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）

又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）

に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物省エネ

法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての

住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の

合計が20平方メートル未満のもの 14

, 000円

b 床面積の

合計が20

(2) 構造計算が建築

基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定す

る国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行わ

れるとき 120

, 700円

0平方メー  
トル以上の  
もの 16  
, 000円

(イ) 住宅用途を  
含む建築物の  
住宅部分 次  
に掲げる区分  
に応じそれぞ  
れ次に定める  
額

a 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 27  
, 000円

b 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
, 000平  
方メートル  
未満のもの  
43, 0  
00円

c 床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5, 00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 68  
, 000円

d 床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの

88,00

0円

イ 建築物省エネ

法施行規則第2

条第1項第1号

イ又はロに定め

る基準に適合す

るもの（建築物

省エネ法第11

条第2項及び第

12条第3項の

規定に基づくも

のに限る。）

(ア) 一戸建ての

住宅 次に掲

げる区分に応

じそれぞれ次

に定める額

a 床面積の

合計が20

0平方メー

トル未満の

もの 7,

000円

b 床面積の

合計が20

0平方メー

トル以上の

もの 8,

000円

(イ) 住宅用途を

含む建築物の

住宅部分 次に

掲げる区分

に応じそれぞれ

次々に定める

額

a 床面積の

合計が30

0平方メー

トル未満の  
もの 13  
、500円

b 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
、000平  
方メートル  
未満のもの  
21、5  
00円

c 床面積の  
合計が2、  
000平方  
メートル以  
上5、00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 34  
、000円

d 床面積の  
合計が5、  
000平方  
メートル以  
上のもの  
44、00  
0円

(3) 建築基準法第6  
条の3第1項又は  
第18条第5項に  
規定する構造計算  
適合性判定（以下  
「構造計算適合性  
判定」という。）  
の実施の申出を伴  
う場合は、構造計  
算適合性判定を要  
する一の建築物ご  
とに次の各号に掲

げる区分に応じ、  
それぞれ当該各号  
に定める額を更に  
加算して得た額

ア イ以外のとき

174,60

0円

イ 構造計算が建  
築基準法第20  
条第1項第2号  
イ又は第3号イ  
に規定する国土  
交通大臣の認定  
を受けたプログ  
ラム（以下「大  
臣認定プログラ  
ム」という。）

により行われる

とき 120,

700円

39～42 略

43 都市の低炭素化  
の促進に関する法律  
（平成24年法律第  
84号）第53条第  
1項の規定に基づく  
低炭素建築物新築等  
計画の認定の申請に  
対する審査（次項に  
規定する審査を除く。）

略

一の建築物ごとに次に  
掲げる額を合算して得  
た額

(1)～(3) 略

(4) 第1号以外の場

合で、基準省令第

10条第2号イ(1)

及びロ(2)又は

同号イ(2)及び

ロ(1)に定める

基準に適合するも

の

ア 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

(ア) 床面積の合

計が200平

39～42 略

43 都市の低炭素化  
の促進に関する法律  
（平成24年法律第  
84号）第53条第  
1項の規定に基づく  
低炭素建築物新築等  
計画の認定の申請に  
対する審査（次項に  
規定する審査を除く。）

略

次に掲げる額を合算し  
て得た額

(1)～(3) 略

方メートル未  
満のもの 2

9,000円

(イ) 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 3

3,000円

イ 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 5

9,000円

(イ) 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

00,000

円

(5) 略

(6) 略

4 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

前項に定める金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、次の各号に掲げる場合はそれぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額

(1) 建築基準法第8

(4) 略

(5) 略

4 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

前項に定める金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、構造計算適合性判定の実施の申出を伴うときは、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに38の項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額



7条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 17の4の項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(2) 建築物省エネ法

第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）

又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）

に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満の

もの 14  
, 000円

b 床面積の  
合計が20  
0平方メー  
トル以上の

もの 16  
, 000円

(イ) 住宅用途を  
含む建築物の  
住宅部分 次  
に掲げる区分  
に応じそれぞ  
れ次に定める  
額

a 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 27

, 000円

b 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
, 000平  
方メートル  
未満のもの

43, 0  
00円

c 床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5, 00  
0平方メー  
トル未満の

もの 68  
, 000円

d 床面積の

合計が 5,  
0 0 0 平方  
メートル以  
上のもの  
8 8, 0 0  
0 円

イ 建築物省エネ  
法施行規則第 2  
条第 1 項第 1 号  
イ又はロに定め  
る基準に適合す  
るもの（建築物  
省エネ法第 1 1  
条第 2 項及び第  
1 2 条第 3 項の  
規定に基づくも  
のに限る。）

(ア) 一戸建ての  
住宅 次に掲  
げる区分に応  
じそれぞれ次  
に定める額

a 床面積の  
合計が 2 0  
0 平方メー  
トル未満の  
もの 7,  
0 0 0 円

b 床面積の  
合計が 2 0  
0 平方メー  
トル以上の  
もの 8,  
0 0 0 円

(イ) 住宅用途を  
含む建築物の  
住宅部分 次  
に掲げる区分  
に応じそれぞ  
れ次に定める

額

a 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル未満の  
もの 13  
, 500円

b 床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以上2  
, 000平  
方メートル  
未満のもの  
21, 5  
00円

c 床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートル以  
上5, 00  
0平方メー  
トル未満の  
もの 34  
, 000円

d 床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートル以  
上のもの  
44, 00  
0円

(3) 構造計算適合性  
判定の実施の申出  
を伴う場合 申請  
に係る構造計算適  
合性判定を行おう  
とする一の建築物  
ごとに次に掲げる  
区分に応じそれぞ

<p>4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>れ次に定める額</p> <p>ア イ以外のとき 174,600円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるとき 120,700円</p> <p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ</p>	<p>4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	---	--	--

4 6 略	略	4 6 略	略
4 6 の 2 建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項の認定又は建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5, 0 0 0 円</p>	4 6 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 3 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(1) 建築物省エネ法第 3 4 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項の認定又は建築物省エネ法第 3 6 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物省エネ法第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項の規定に</p>
	れぞれ次に定める額		
	(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 9, 5 0 0 円		
	(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの 5 0, 0 0 0 円		
	(5) 略		
	(6) 略		

よる場合

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び51の2の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円

イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下（イ）、第2号イ及び第4号イ、次項第1号イ、第2号イ及び第4号イ並びに51の項第1号イ、第2号イ及び第4

号イにおいて  
同じ。)が3  
00平方メー  
トル未満のも  
の 11,0  
00円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 2  
3,000円

ウ 非住宅用途を  
含む建築物の非  
住宅部分 次に  
掲げる区分に応  
じそれぞれ次に  
定める額

(ア) 床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 1  
1,000円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 1  
9,000円

(2) 第1号以外の場  
合で、基準省令第  
1条第1項第2号  
イ(1)及びロ(1)  
に定める基準に適  
合するもの

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 9  
,500円

(2) 建築物省エネ法  
第12条第1項又  
は第13条第2項  
の規定による場合  
( (1) アに掲げ  
る場合を除く。)

ア 基準省令第1  
条第1項第1号  
イに定める基準  
に適合するもの  
次に掲げる区  
分に応じそれぞ  
れ次に定める額



(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 35,000円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれ

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 30,000円

(3) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 ((1)イに掲げる場合を除く。)

ア 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準

ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6,000円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合す

に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

るもの

ア 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

(ア) 床面積の合

計が200平

方メートル未

満のもの 2

9,000円

(イ) 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 3

3,000円

イ 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 5

9,000円

(イ) 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 1

00,000

円

(5) 第1号以外の場

合で、基準省令第

1条第1項第1号

イに定める基準に

適合するもの 次

に掲げる区分に応

じそれぞれ次に定

める額

ア 床面積の合計

が 300 平方メ

ートル未満のも

の 267, 0

00 円

イ 床面積の合計

が 300 平方メ

ートル以上のも

の 334, 0

00 円

(6) 第1号以外の場合で、基準省令第

1条第1項第1号

ロに定める基準に

適合するもの 次

に掲げる区分に応

じそれぞれ次に定

める額

ア 床面積の合計

が 300 平方メ

ートル未満のも

の 102, 0

00 円

イ 床面積の合計

が 300 平方メ

ートル以上のも

の 130, 0

00 円

46の3 建築物省エ  
ネ法第11条第2項  
又は第12条第3項  
の規定に基づく建築  
物エネルギー消費性  
能適合性判定

申請に係る特定建築行  
為を行おうとする一の  
建築物ごとに次に掲げ  
る額を合算して得た金  
額

(1) 建築物省エネ法

第29条第3項に

規定する他の建築

物について、当該

建築物が記載され

た同条第1項に規

定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500

円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合  
計が 300 平  
方メートル以  
上のもの 9  
, 500 円

(2) 第 1 号以外の場  
合で、基準省令第  
1 条第 1 項第 2 号  
イ (1) 及びロ (1)  
に定める基準に適  
合するもの

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合  
計が 200 平  
方メートル未  
満のもの 2  
0, 000 円

(イ) 床面積の合  
計が 200 平  
方メートル以  
上のもの 2  
2, 000 円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合  
計が 300 平  
方メートル未  
満のもの 4  
0, 000 円

(イ) 床面積の合  
計が 300 平  
方メートル以

上のもの 6

7, 500円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

(4) 第1号以外の場合

合で、基準省令第  
1条第1項第2号  
イ(1)及びロ(2)  
又は同号イ(2)  
及びロ(1)に定  
める基準に適合す  
るもの

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合  
計が200平  
方メートル未  
満のもの 1  
4,500円

(イ) 床面積の合  
計が200平  
方メートル以  
上のもの 1  
6,500円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 2  
9,500円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 5  
0,000円

(5) 第1号以外の場  
合で、基準省令第



1条第1項第1号  
イに定める基準に  
適合するもの 次  
に掲げる区分に応  
じそれぞれ次に定  
める額

ア 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 133, 5  
00円

イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 167, 0  
00円

(6) 第1号以外の場合  
で、基準省令第  
1条第1項第1号  
ロに定める基準に  
適合するもの 次  
に掲げる区分に応  
じそれぞれ次に定  
める額

ア 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 51, 00  
0円

イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 65, 00  
0円

47 建築物省エネ法  
第29条第1項の規  
定に基づく建築物エ  
ネルギー消費性能向  
上計画の認定の申請  
に対する審査（次項

一の建築物ごとに次に  
掲げる額を合算して得  
た額

(1) 建築物省エネ法  
第30条第1項各  
号に掲げる基準に

47 建築物省エネ法  
第34条第1項の規  
定に基づく建築物エ  
ネルギー消費性能向  
上計画の認定の申請  
に対する審査（次項

一の建築物ごとに次に  
掲げる額を合算して得  
た額

(1) 建築物省エネ法  
第35条第1項各  
号に掲げる基準に

に規定する審査を除く。)

適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア～ウ 略

(2)～(3) 略

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第

10条第2号イ(1)

及びロ(2)又は

同号イ(2)及び

ロ(1)に定める

基準に適合するも

の

ア 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

(ア) 床面積の合

計が200平

方メートル未

満のもの 2

9,000円

(イ) 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 3

3,000円

イ 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合

計が300平

方メートル未

に規定する審査を除く。)

適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア～ウ 略

(2)～(3) 略

満のもの 5  
9,000円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 1  
00,000  
円

(5) 略

(6) 略

48 建築物省エネ法  
第29条第1項の規  
定に基づく建築物エ  
ネルギー消費性能向  
上計画の認定の申請  
(建築物省エネ法第  
30条第2項の規定  
による申出を伴う申  
請に限る。) に対す  
る審査

前項に定める合算して  
得た金額に、17の項  
の定めるところにより  
算定した金額を加算し、  
次の各号に掲げる場合  
はそれぞれ当該各号に  
定める額を更に加算し  
て得た額

(1) 建築基準法第8  
7条の4の昇降機  
に係る部分が含ま  
れる場合 次に掲  
げる区分に応じそ  
れぞれ次に定める  
額

ア 昇降機を設置  
するもの(イに  
掲げるものを除  
く。) 1基ご  
とに14,00  
0円(小荷物専  
用昇降機につい  
ては、5,00  
0円)

イ 建築基準法第  
6条第1項の規

(4) 略

(5) 略

48 建築物省エネ法  
第34条第1項の規  
定に基づく建築物エ  
ネルギー消費性能向  
上計画の認定の申請  
(建築物省エネ法第  
35条第2項の規定  
による申出を伴う申  
請に限る。) に対す  
る審査

前項に定める金額に、  
17の項の定めるところ  
により算定した金額  
を加算し、構造計算適  
合性判定の実施の申出  
を伴うときは、構造計  
算適合性判定を要する  
一の建築物ごとに38  
の項各号に掲げる区分  
に応じ、それぞれ当該  
各号に定める額を更  
に加算して得た額

定による確認を  
受けた昇降機の  
計画を変更して  
昇降機を設置す  
るもの 1基ご  
とに7,000  
円（小荷物専用  
昇降機について  
は、4,000  
円）

(2) 建築物省エネ法

第11条第1項た  
だし書（同条第2  
項において準用す  
る場合を含む。）

又は第12条第2  
項ただし書（同条  
第3項において準  
用する場合を含む。）

に規定する特定建  
築行為の場合 申  
請に係る特定建築  
行為を行おうとす  
る一の建築物ごと  
に次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

ア 建築物省エネ  
法施行規則第2  
条第1項第1号  
イ又はロに定め  
る基準に適合す  
るもの（イに掲  
げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての

住宅 次に掲  
げる区分に応  
じそれぞれ次  
に定める額

a 床面積の

合計が 20  
0 平方メー  
トル未満の  
もの 14  
, 000円

b 床面積の  
合計が 20  
0 平方メー  
トル以上の  
もの 16  
, 000円

(イ) 住宅用途を  
含む建築物の  
住宅部分 次  
に掲げる区分  
に応じそれぞ  
れ次に定める  
額

a 床面積の  
合計が 30  
0 平方メー  
トル未満の  
もの 27  
, 000円

b 床面積の  
合計が 30  
0 平方メー  
トル以上の  
もの 43  
, 000円

イ 建築物省エネ  
法施行規則第2  
条第1項第1号  
イ又はロに定め  
る基準に適合す  
るもの（建築物  
省エネ法第11  
条第2項及び第  
12条第3項の  
規定に基づくも

のに限る。)

(ア) 一戸建ての

住宅 次に掲  
げる区分に応  
じそれぞれ次  
に定める額

a 床面積の

合計が20

0平方メー

トル未満の

もの7,

000円

b 床面積の

合計が20

0平方メー

トル以上の

もの8,

000円

(イ) 住宅用途を

含む建築物の  
住宅部分 次に  
掲げる区分  
に応じそれぞ  
れ次に定める  
額

a 床面積の

合計が30

0平方メー

トル未満の

もの13

, 500円

b 床面積の

合計が30

0平方メー

トル以上の

もの21

, 500円

(3) 構造計算適合性

判定の実施の申出  
を伴う場合 申請

に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア イ以外のとき  
174,600円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるとき 120,700円

49 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

略

50 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

前項の規定により算定した金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、48の項各号に掲げる場合はそれぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額

49 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

略

50 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

前項の規定により算定した金額に、17の項の定めるところにより算定した金額を加算し、構造計算適合性判定の実施の申出を伴うときは、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに38の項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額

51 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対

次に掲げる額を合算して得た額  
(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合し

する審査

ていることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000

円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）

の合計が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額



(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1  
1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1  
9,000円

(2) 前号以外の場合  
で、基準省令第1  
条第1項第2号イ  
(1)及びロ(1)  
に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅次に掲げる  
区分に応じそれぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4  
0,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4  
4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる  
区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未

満のもの 8  
0,000円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 1  
35,000  
円

(3) 第1号以外の場合  
で、基準省令第  
1条第1項第2号  
イ(2)及びロ(2)  
又は同号イ(3)  
及びロ(3)に定  
める基準に適合す  
るもの

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合  
計が200平  
方メートル未  
満のもの 2  
0,000円

(イ) 床面積の合  
計が200平  
方メートル以  
上のもの 2  
2,000円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合  
計が300平  
方メートル未

満のもの 3  
8,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6  
6,000円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5 1 建築物省エネ法  
施行規則第13条の  
規定に基づく軽微な  
変更<sup>イ</sup>に該当している  
ことを証する書面の  
交付の申請に対する  
審査

申請に係る特定建築行  
為を行おうとする一の  
建築物ごとに次に掲げ  
る額を合算して得た金  
額

(1) 建築物省エネ法  
第29条第3項に  
規定する他の建築  
物について、当該  
建築物が記載され  
た同条第1項に規  
定する建築物エネ  
ルギー消費性能向  
上計画が建築物省  
エネ法第30条第  
1項の認定又は建  
築物省エネ法第3  
1条第1項の変更  
の認定を受けたこ  
とを示す書類が提  
出された場合

ア 一戸建ての住  
宅 2, 500  
円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合

5 1 の 2 建築物のエ  
ネルギー消費性能の  
向上等に関する法律  
施行規則（平成28  
年国土交通省令第5  
号）第11条の規定  
に基づく軽微な変更  
に該当していること  
を証する書面の交付  
の申請に対する審査

の 102, 0  
00円  
イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 130, 0  
00円

(1) 建築物省エネ法  
第34条第3項に  
規定する他の建築  
物について、当該  
建築物が記載され  
た同条第1項に規  
定する建築物エネ  
ルギー消費性能向  
上計画が建築物省  
エネ法第35条第  
1項の認定又は建  
築物省エネ法第3  
6条第1項の変更  
の認定を受けたこ  
とを示す書類が提  
出された場合

ア 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 5, 500  
円

イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 9, 500  
円

計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方

(2) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

方メートル未  
満のもの 2

0,000円

(イ) 床面積の合

計が200平

方メートル以

上のもの 2

2,000円

イ 住宅用途を含

む建築物の住宅

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

(ア) 床面積の合

計が300平

方メートル未

満のもの 4

0,000円

(イ) 床面積の合

計が300平

方メートル以

上のもの 6

7,500円

(3) 第1号以外の場

合で、基準省令第

1条第1項第2号

イ(2)及びロ(2)

に定める基準に適

合するもの

ア 一戸建ての住

宅 次に掲げる

区分に応じそれ

ぞれ次に定める

額

(ア) 床面積の合

計が200平

方メートル未

イ 床面積の合計

が300平方メ

ートル以上のも

の 167,0

00円

(3) (1)以外の場合

で、基準省令第1

条第1項第1号ロ

に定める基準に適

合するもの 次に

掲げる区分に応じ

それぞれ次に定め

る額

ア 床面積の合計

が300平方メ

ートル未満のも

の 51,00

0円

満のもの 1  
0,000円

(イ) 床面積の合  
計が200平  
方メートル以  
上のもの 1

1,000円

イ 住宅用途を含  
む建築物の住宅  
部分 次に掲げ  
る区分に応じそ  
れぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合  
計が300平  
方メートル未  
満のもの 1

9,000円

(イ) 床面積の合  
計が300平  
方メートル以  
上のもの 3

3,000円

(4) 第1号以外の場  
合で、基準省令第  
1条第1項第2号  
イ(1)及びロ(2)  
又は同号イ(2)  
及びロ(1)に定  
める基準に適合す  
るもの

ア 一戸建ての住  
宅 次に掲げる  
区分に応じそれ  
ぞれ次に定める  
額

(ア) 床面積の合  
計が200平  
方メートル未  
満のもの 1

イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 65,00  
0円

4, 500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1

6, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2

9, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 5

0, 000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133, 500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167, 000円



(6) 第1号以外の場合  
合で、基準省令第  
1条第1項第1号  
ロに定める基準に  
適合するもの次  
に掲げる区分に応  
じそれぞれ次に定  
める額

ア 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 51,00  
0円

イ 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 65,00  
0円

52～68 略

略

備考 略

52～68 略

略

備考 略